

情報通信利用促進支援事業費補助金
「先進的設備等を活用した
放送コンテンツ制作促進事業」

間接補助事業者
公募要領

令和7年7月
株式会社電通

情報通信利用促進支援事業費補助金
(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)
間接補助事業者公募要領

1 事業の内容

「先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業」(以下「本事業」という。)は、我が国の放送コンテンツの海外流通の促進を目的として、国内の放送事業者又は番組製作会社等に対し、海外での放送・配信¹を前提とした実写コンテンツ²(以下「実写コンテンツ」という。)の制作において、4 K、VFX、3 DCG、AI 技術等の先進的な設備又は放送機材(以下「先進的設備等」という。なお、先進的設備等の対象については別添 1 を参照すること。)を取得又は使用に要する経費、先進的設備等を活用する制作に要する経費の一部を支援(間接補助金交付)するもの。

2 本事業の実施に関する規定等

(1) 本事業の実施に関する規定

本事業は、本公募要領の定めによるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、総務省所管補助金等交付規則(平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号)、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成 20 年 4 月 1 日総情促第 28 号)、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)(以下「交付規程」という。)及びその他の法令の定めにより実施する。

(2) 本事業の事務局

本事業については、総務省から情報通信利用促進支援事業費補助金(先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業)の交付決定を受けた株式会社電通(以下「事務局」という。)が執行管理団体(直接補助事業者)として事務局を務め、本事業の対象となる間接補助事業者の公募・決定、間接補助金の交付決定等をはじめとする一切の事務を行う。

3 対象・要件

(1) 対象事業

①タイプ A：先進的設備等のうち、4 Kを活用した実写コンテンツ制作

【内容】先進的設備等のうち、4 K(機材及びシステム)を活用した実写コンテンツを制作し、海外展開³に向けた活動(国際見本市への出展等)を行う事業であるもの。

¹ 一定の視聴者数を確実に確保することが期待でき、放送と同等の影響があるとみなすことができる動画配信サービスにおいて配信することをいう。ただし、YouTube 等のユーザー投稿型の動画共有サービスは除く。

² 実際の人物や物、風景などを撮影して制作された映像作品をいう。

³ 海外での放送・配信を前提とした、コンテンツの販売等をいう。

②タイプB：先進的設備等のうち、4Kに加え、VFX、3DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツ制作

【内容】先進的設備等のうち、4K（機材及びシステム）の活用に加え、VFX、3DCG、AI技術等を活用した実写コンテンツを制作し、海外展開に向けた活動（国際見本市への出展等）を行う事業であるもの。ただし以下を満たすこと。

- ・VFX技術の利用は必須とする。
- ・AI技術は、映像・音声等の品質向上のために用いるものを対象（業務効率化を目的としたAI技術は対象外）とする。

（2）対象コンテンツ

対象 コンテンツ	海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ （話数、尺については問わない）
	例：ドラマ、ドキュメンタリー、バラエティ、情報番組（旅・紀行もの）など

なお、以下に該当する場合は本事業の対象としない。また、交付決定以降（本事業で制作した実写コンテンツが完成した際）に以下に該当すると判断された場合は間接補助金の交付決定を取り消し、間接補助金の返還を求めることがある。

対象外 コンテンツ	●アニメ（一部アニメを用いているものは除く）、映画、ミュージックビデオ、報道番組、CM、プロモーション映像（商品・サービス・個人等の周知、販促等を目的にした映像）等 ●成人向けコンテンツ（第三者自主規制機関※によって18歳未満の児童が観賞・購入・アクセスを制限されているコンテンツ）及びこれに準ずるもの ※放送倫理・番組向上機構等 ●日本国内では成人向けコンテンツとされていなくても、展開国等の基準により成人向けコンテンツとされるもの ●政治的、宗教的宣伝意図を有するコンテンツ及びこれに準ずるもの ●特定の政治的、宗教的立場を誹謗中傷するコンテンツ及びこれに準ずるもの ●既存の2K作品をアップコンバートしたもの ●その他、本事業の支援対象として対象外と判断されるもの
--------------	---

（3）応募主体要件

以下の①～④のすべてを満たす者であること。（なお、①及び②を満たすものを以下「日本法人」という。）

- ① 本店所在地が日本国内にあること。
- ② 実質的支配者⁴が、日本国内に本店所在地を有する者又は日本国籍を有する者であること。

⁴ 法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいう（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第1項第4号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第11条第2項参照）。

- ③ 本事業で制作する実写コンテンツの著作権者人格権の保有者であること。
- ④ 本事業で制作する実写コンテンツの著作権（財産権）の主たる保有者であり、かつ海外への展開窓口⁵を有すること。

※複数事業者連携のコンソーシアム形式（以下「コンソーシアム」という。）の場合、以下の⑤～⑧のすべてを満たすこと。

- ⑤ 代表する1つの日本法人が応募主体となり、事業全体の遂行・経費管理などに関する責任を持ち、間接補助金の交付を受けるものとする。ただし、コンソーシアムの一部（代表する1つの日本法人以外）に外国法人が含まれることは可能。
- ⑥ 本事業で制作する実写コンテンツの著作権者人格権の保有者がコンソーシアムであること。
- ⑦ 著作権（財産権）について、コンソーシアムを構成するすべての日本法人の持ち分総計において主たる保有者とみなせる状況であること。
- ⑧ 本事業で制作する実写コンテンツの海外への展開窓口について、代表する1つの日本法人（応募主体）が有すること。

＜以下に該当する者は応募主体の要件対象外とする＞

- ・個人
- ・日本放送協会

（４）応募要件

■原則として、1事業者1応募⁶とする。

■放送対象地域を関東広域圏とする特定地上基幹放送事業者による応募は、タイプBのみ認められる。

＜補足事項＞

- ・同一事業者から複数の応募があった場合は、いずれか1つの応募となるように調整を求める場合がある。
- ・コンソーシアムでの応募の場合、役割に応じて、複数応募に該当する場合があるので留意すること。

例①：1事業者として2応募

→ いずれか1応募となるよう応募時に調整を求める。

例②：事業者単体で1応募＋コンソーシアムに属する事業者として1応募

→ いずれか1応募となるよう応募時に調整を求める。

例③：コンソーシアムAの代表として1応募＋コンソーシアムBに属する事業者として1応募

→ いずれか1応募となるよう応募時に調整を求める。

例④：コンソーシアムAに属する事業者として1応募＋コンソーシアムBに属する事業者として

⁵ 海外へのコンテンツ販売に伴う、公衆送信権、上映権等の各種権利について、販売窓口の役割を担っていることをいう。

⁶ 応募状況を踏まえ、1事業者による複数の事業を採択する場合もある。

1 応募

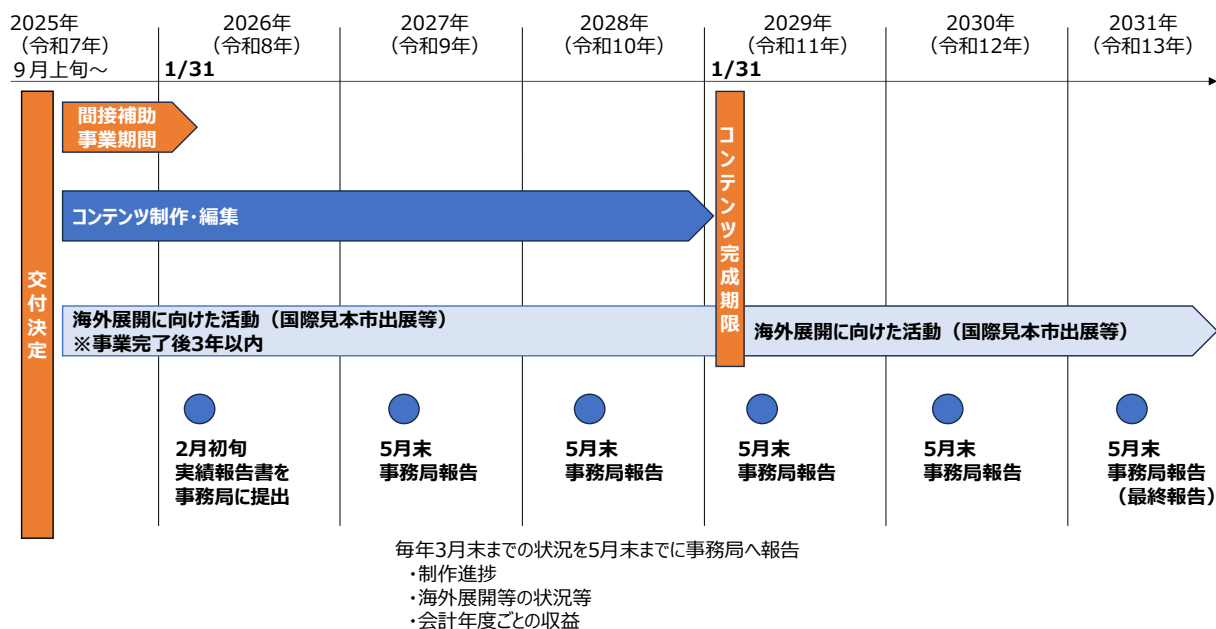
→ 原則として両者の応募が可能。ただし、コンソーシアム A とコンソーシアム B の構成団体や応募コンテンツ内容が同一である場合には、いずれか 1 応募となるよう応募時に調整を求める。

(5) 実施要件

- ・応募者は、本事業で制作する実写コンテンツの制作費を自ら負担すること。
- ・間接補助事業完了後、3 年以内に本事業で制作した実写コンテンツを完成させること。
- ・間接補助事業完了後、3 年以内に本事業で制作する実写コンテンツの海外展開に向けた活動に着手すること。
- ・間接補助事業の完了の日の属する会計年度から起算して 5 年間、毎会計年度終了後 60 日以内に、毎年度に係る本事業で制作した実写コンテンツの海外展開等の状況（海外展開・収益状況、海外展開以外の活用・収益状況）、本事業で取得した先進的設備等の活用・収益状況及び当該年度の総収益状況等について、事務局に報告すること（「交付規程：様式第 13（第 24 条関係）」により報告すること）。この際、以下の活動内容等を示す客観的な証拠の提出を求める場合がある。なお、実写コンテンツの制作状況に関しては、事務局がヒアリング等による確認を行う。

証拠（一例）	
活動内容	国際見本市への出展や海外バイヤーとの交渉の状況 等
収益状況	実際の販売収益報告、放送・配信などの掲載画像キャプチャ 等

【スケジュールイメージ】



- ・間接補助事業の完了以降、本事業で制作した実写コンテンツ内容や制作体制等について、本事業の完了時に報告した内容・目的から著しく乖離するような大幅な変更等が行われた場合、その内容等について報告すること（「交付規程：様式第 14（第 25 条関係）」により報告すること）。
- ・実写コンテンツの完成、海外展開活動が確認できない場合は、間接補助金の交付決定を取り消し、間接補助金の返還を求めることがある。
- ・本事業で制作したコンテンツ若しくは取得した先進的設備等又はその双方の活用によって相当の収益が生じたと認められる場合（収益が間接補助金の確定額を上回る場合等）は、交付規程第 24 条の規定に基づき、間接補助金に相当する額の全部又は一部に相当する金額（ただし、間接補助金の確定額の合計を上限とする。）の納付を命ずる場合がある。ただし、納付を命ずることができる期間は、本事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年とする。

（６）事業の実施期間

交付決定を受けた日から令和 8 年 1 月 31 日（土）まで

4 補助の範囲

（１）補助率・上限について

タイプ		間接補助率	間接補助金 上限額
タイプ A	先進的設備等のうち、4 K を活用した実写コンテンツ制作	間接補助対象 となる経費の 1 / 2 以下	3,000 万円
	上記のうち、4 K 機材及びシステムの購入・リース等を行わず、制作経費のみの場合		2,000 万円
タイプ B	先進的設備等のうち、4 K に加え、VFX、3 DCG、AI 技術等を活用した実写コンテンツ制作（※VFX 技術の利用は必須）		2 億円

(2) 対象経費

本事業の間接補助対象経費は表1のとおり。

表1：間接補助対象経費

【タイプA】

区分		主な内容	
直接経費	(1) 先進的設備等の利用・導入に係る費用	リース・レンタル費用	①スタジオ・施設の利用経費 (スタジオ・施設の利用料 等) ②機材・システムのリース費 (4 Kカメラ、AI システム等のリース費用 等)
		購入・構築費用	③機材・システムの購入構築費 (4 Kカメラ、AI システム等の購入・構築費用 等) ④構築に係る外注先人件費 (システム構築、機材設置のための外注先人件費 等)
	(2) 先進的設備等を活用したコンテンツの制作に係る費用	※先進的設備等を活用した部分のみが対象 ①撮影費 ②編集費 ③旅費 (外注先のみ) ④その他、先進的設備等を活用したコンテンツ制作費用として必要と認められるもの	
	(3) その他費用	間接補助事業の実施に直接必要と認められるものであって、他項に掲げられた項目に該当しないもの	
間接経費	(4) 一般管理費	直接経費の合計額に一般管理費率 (100 分の 10 を上限) を乗じた額	

【タイプB】

区分		主な内容	
直接経費	(1) 先進的設備等の利用・導入に係る費用	リース・レンタル費用	①スタジオ・施設の利用経費 (スタジオ・施設の利用料 等) ②機材・システムのリース費 (4 Kカメラ、VFX システム、AI システム等のリース費用 等)
		購入・構築費用	③機材・システムの購入構築費 (4 Kカメラ、VFX システム、AI システム等の購入・構築費用 等) ④構築に係る外注先人件費 (システム構築、機材設置のための外注先人件費 等)
	(2) 先進的設備等を活用したコンテンツの制作に係る費用	※先進的設備等を活用した部分のみが対象 ①VFX 等演出における企画構成費 ②撮影費 ③編集・データ作成関連費 ④旅費 (外注先のみ) ⑤その他、先進的設備等を活用したコンテンツ制作費用として必要と認められるもの	
	(3) その他費用	間接補助事業の実施に直接必要と認められるものであって、他項に掲げられた項目に該当しないもの	
間接経費	(4) 一般管理費	直接経費の合計額に一般管理費率 (100 分の 10 を上限) を乗じた額。ただし、間接補助金として交付される一般管理費の上限額は 1,000 万円とする。	

なお、間接補助事業の目的遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費などは間接補助対象とならない。対象とならない主な経費は以下のとおり。

(ア) 間接補助事業の目的遂行に必要と認められない経費

- ・ 本事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 本事業の実施に必要なない旅費
- ・ 間接補助事業者が負担する経費振込手数料
- ・ 特許取得に係る費用
- ・ 知的財産の維持管理に係る経費
- ・ 本事業に直接関係しない事務的な打合せに係る経費
- ・ 事務局の検査を受検するために要する旅費
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 個々の間接補助事業の内容に鑑みて、その事業の目的遂行に必要と認められない設備・シス

テム等に係る経費（予備機・予備品などの必要最低限とはいえない過剰な設備・システム等、使用時期が未定又は使用目的や効果が不明確な設備・システム等）

- ・その他、本事業の遂行に関係のない経費（例えば、酒、煙草、手土産、接待費など）

（イ）一般的に合理的と認められる範囲を超える経費

- ・経済合理性を欠いた高額取引によって生じた経費
- ・合理的な選定理由を欠く随意契約などによって生じた経費
- ・自社調達又は 100%子会社などから調達を行う場合の調達価格に含まれる利益相当額
- ・タクシー料金、鉄道のグリーン料金、航空機のビジネスクラス料金など（タクシーの使用については、明確かつ合理的な理由があれば認められる場合がある。）
- ・鉄道料金及び航空機料金について、運賃、時間、距離などの事情に照らして、最も経済的かつ合理的と認められる範囲を超える運賃
- ・社会通念上相当と認められる範囲を超える日当及び宿泊費
- ・その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

（３）対象経費の計上に当たっての留意事項

ア 原則として、交付決定後に事務局が提示する経理処理マニュアルに従って計上すること。

イ 計上できる経費は、間接補助事業の実施に必要な経費のみ。

ウ 間接補助事業の期間内に発生し、かつ支払が完了する経費のみが計上対象となる。したがって、間接補助金の交付決定の前に支出（発注行為を含む）を行ったものは対象経費として計上できない。

エ 消費税は対象経費ではないため、間接補助金の交付申請の際には消費税を除外する必要があるが、申請時に消費税仕入控除税額が明らかになっていないもの等については、消費税等仕入控除税額が明らかになった時点で国庫に返還することを条件に消費税を含む額で申請することを認める。また、海外において付加価値税還付制度が存在し、対象経費に付加価値税を含めて計上する場合は、原則として還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった時点で速やかに報告すること。必要に応じて間接補助金の減額又は国庫納付を求める。詳細は別紙を参照すること。

オ 100%子会社等との取引（機材・映像使用、映像編集など）に係る経費を計上する場合、適切に利益排除すること。

カ 自社機材等の使用に当たり、自社内で経費支出行為が発生しない場合（実際のキャッシュアウトが発生しない場合）は計上不可（子会社等のグループ企業との取引についても同様）。

キ 間接補助事業者の自社人件費は計上不可。

ク 一般管理費は計上可能であるが、直接経費の 10%以下（ただし、タイプ B においては、間接補助金として交付される一般管理費の上限額は 1,000 万円）とする。詳細は別添 2「経理処理について」に従うこと。

ケ 対象経費として計上する費用に関して、他の官公庁等からの公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできない。ただし、地方公共団体等からの支援・資金提供についてはこの限りではない。

コ 間接補助事業者が、交付規程第 22 条に定める財産処分の制限期間内に、事務局の承認を受け

ずに、間接補助金の交付を受けて取得・整備した機材、設備等について、目的外利用等（財産の遊休化を含む。）した場合には、間接補助金の返還を命ずることがある。

サ コンソーシアムで応募する場合は、間接補助金の交付を受けて取得・構築予定の財産の帰属（事業完了後を含む。）についてあらかじめ協議しておくこと。間接補助金の交付申請時には、財産帰属や管理体制などについて取り決めた協定書などの提出を求める。

（４）間接補助金の支払について

ア 支弁される間接補助金の額は、本事業を行うために必要な経費として認めたものに限り、事務局が証憑書類の検査を行って確定する（必要に応じて現地調査を実施する。）。支払を証明できる証拠書類等（別添３「経費計上で必要となる証憑書類」を参照）が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められない。

イ 間接補助金の支払は、原則として間接補助金の額が確定された後の精算払いとなる。

５ 対象事業の選定

（１）事業開始までの流れ（日程は想定）

応募書類の提出	令和７年７月７日（月）～８月５日（火）正午
応募書類審査 ヒアリング（必要がある場合、期間内に別途連絡）	同年８月上旬～９月初旬
採択事業の決定・公表	同年９月上旬
間接補助金の交付申請	同年９月中旬
間接補助金の交付決定（事業開始）	同年９月中旬

（２）応募の方法

ア 応募書類の提出

表２に示す応募書類を作成し、応募期間内に定めた方法により事務局に提出すること。

※提出された書類の返却はしない。また、採択された事業の「応募事業者名（コンソーシアム形式の場合、代表者名）」、「補助金タイプ」、「制作する実写コンテンツのジャンル」及び「話数（本数）」について、事務局、総務省ホームページなどで公開する場合があるので応募に当たっては留意すること。

表 2：応募書類

応募書類	・ 応募様式第 1 号_応募提案書 (Word) ・ 応募様式第 2 号_コンテンツ企画書 (PowerPoint) ・ 応募様式第 3 号_事業計画 (Excel) (応募様式第 3 号- 1_事業計画 (間接補助期間の事業計画) - 応募様式第 3 号- 2_事業計画 (間接補助期間終了後 5 年間も含めた事業計画) ・ 応募様式第 4 号_収支計画書・対象経費内訳書 (Excel) (応募様式第 4 号- 1_収支計画書、 - 応募様式第 4 号- 2_ (タイプ A) 間接補助対象経費内訳書、 - 応募様式第 4 号- 3_ (タイプ B) 間接補助対象経費内訳書) ※応募様式第 4 号- 2、第 4 号- 3 については、応募するタイプのいずれか一方を、応募様式第 4 号- 1 と併せて提出すること。 【任意提出】 ・ 応募者の映像制作の能力を確認できるダイジェスト映像集 (形式：MP4、時間：3 分以内、容量：270MB 以内) ※ダイジェスト映像の提出があった場合、評価の際の参考とする。
応募期間	令和 7 年 7 月 7 日 (月) ～8 月 5 日 (火) 正午 (必着)
提出先	【メールによる提出】 以下の事務局 HP の URL から応募書類をダウンロードし、必要項目を記入し、以下の事務局アドレスに電子メールで提出すること。応募書類に不備がある場合、評価を行わずに不採択とする場合があるため、提出漏れや記載漏れがないか提出前に必ず確認すること。 ・ 令和 7 年度総務省補助事業「先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業」事務局 HP https://soumu-contents.jp/oe-grant-2025/ ・ 同事務局メールアドレス contents2025_info@project-office.jp 【jGrants (J グランツ) による提出】 デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム J グランツ (https://www.jgrants-portal.go.jp) での応募も可能。 なお、J グランツで応募を行った場合は、その旨を事務局まで電子メール (contents2025_info@project-office.jp) で連絡すること。

イ 応募書類作成に当たっての留意事項

- ① 応募書類はすべて日本語で記載することとし、応募様式第 2 号はファイルサイズ 10MB 以内とすること。
- ② 間接補助金の交付決定後に内容 (企画内容、使用する先進的設備等) や経費区分を変更し

ようとする場合は、事前に事務局の承認が必要（軽微なものを除く。）となるため、応募書類は関係者と綿密な調整を行った上で作成すること。特に、対象経費の見積は細目ごとの内容がわかる、詳細なものとする。

- ③ 提出された応募書類については、総務省と共有する。また、応募書類は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除き、情報公開の対象となる。開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について第三者意見照会等を行い必要な措置をとった上で、開示することとする。
- ④ 応募書類の作成等に係る費用は、一切請求することができない。
- ⑤ なお、審査に当たり、発表前の作品を扱う可能性もあることから、事務局は審査に関わる有識者等と守秘義務契約等を締結している。

（３）採択事業の決定の方法

「６ 評価項目」に基づき応募書類を厳正に審査し、外部有識者等による意見・評価を踏まえ、企画内容等を考慮し、採択する事業（以下「採択事業」という。）を決定する。なお、原則として 1 応募者につき 1 事業の選定とする。

審査に当たっては、応募書類に基づく書類審査のほか、必要に応じてオンラインによるヒアリング（日本語）を実施する。

ヒアリングは令和 7 年 8 月上旬から同年 9 月初旬までの間で、必要な場合に実施する。対象者には事務局から後日、個別に連絡する。

6 評価項目

（１）必須項目

- ア 「３ 対象・要件（２）対象コンテンツ」に合致するコンテンツであること。
- イ 「３ 対象・要件（３）応募主体要件」に合致する者であること。
- ウ 「３ 対象・要件（４）応募要件」及び「３ 対象・要件（５）実施要件」を満たすこと。
- エ 事業を実施するための人員、機材及び財務基盤が確保されていること。
- オ 制作したコンテンツを海外で放送・配信するため、海外の放送局等に販売する能力を有すること。
- カ 事業全体の企画及び立案並びに根幹にかかわる部分（制作全体の進行管理、著作権（財産権）の運用等）について、応募主体が中心の事業体制となっていること。

（２）評価項目

<タイプ A>

【映像制作】

① 技術の有効性

- ア HFR、HDR、色彩編集効果、Dolby、22.2 マルチチャンネル等の高レベルな映像及び音声フォーマットに対応しているか。

② コンテンツの内容

- ア 本事業で制作するコンテンツの企画内容が、有識者等の視点から見て、海外で評価されると予測されるか。
- イ 本事業で制作するコンテンツの想定する海外展開先として回答した放送又は配信プラットフォームと、コンテンツの内容が見合っているか。
- ウ 本事業で制作するコンテンツの企画がすでに制作できる段階まで固まっているか。

③ コンテンツの制作体制

- ア 社又は担当者が制作した実写コンテンツにおいて、先進的技術等の活用・導入実績があるか。
- イ 本事業で制作するコンテンツについて、効率的な予算計画となっているか。(対象外経費含むコンテンツ全体の予算評価)
- ウ 本事業のコンテンツ制作が確実にできるか。(スケジュール等)

【海外展開の戦略】

① 海外展開実績・姿勢

- ア 過去の制作コンテンツに海外で評価された作品があるか。
- イ 海外展開に向けた姿勢が評価できるか。
- ウ 過去5年間に、国際見本市への出展等の海外展開に向けた取組を行っているか。
- エ 過去5年間に、コンテンツを海外展開した実績を有しているか。

② 海外展開マーケティング

- ア 本事業で制作するコンテンツの海外展開計画や目標を具体的な根拠を持って示しているか。
- イ 海外におけるコンテンツ展開に向けて、調査・分析を行い、コンテンツ制作に反映しているか。

③ 海外展開をしていくための体制・内容

- ア 海外展開をするための体制が、人材育成も含めて整えられているか。
- イ ローカライズ対応(吹替え用台本や字幕等)が準備されているか。

<タイプB>

【映像制作】

① 技術の有効性

- ア 先進的技術等を用いる理由を実現したい映像表現と演出効果の観点で示しているか。
- イ 使用する設備・技術等の組み合わせが、求めるシーン作成に適切かつ有効か。
- ウ 使用する設備・技術等の費用が適切か。
- エ HFR、HDR、色彩編集効果、Dolby、22.2 マルチチャンネル等の高レベルな映像及び音声フォーマットに対応しているか。

② コンテンツの内容

- ア 本事業で制作するコンテンツの企画内容が、有識者等の視点から見て、海外で評価されると予測

されるか。

イ 本事業で制作するコンテンツの想定する海外展開先として回答した放送又は配信プラットフォームと、コンテンツの内容が見合っているか。

ウ 本事業で制作するコンテンツの企画がすでに制作できる段階まで固まっているか。

③ コンテンツの制作体制

ア 社又は担当者が制作した実写コンテンツにおいて、先進的技術等の活用・導入実績があるか。

イ 本事業で制作するコンテンツについて、効率的な予算計画となっているか。(対象外経費含むコンテンツ全体の予算評価)

ウ 本事業のコンテンツ制作が確実にできるか。(スケジュール等)

【海外展開の戦略】

① 海外展開実績・姿勢

ア 過去の制作コンテンツに海外で評価された作品があるか。

イ 海外展開に向けた姿勢が評価できるか。

ウ 過去5年間に、国際見本市への出展等の海外展開に向けた取組を行っているか。

エ 過去5年間に、コンテンツを海外に販売した実績を有しているか。

② 海外展開マーケティング

ア 本事業で制作するコンテンツの海外展開計画や目標を具体的な根拠を持って示しているか。

イ 海外におけるコンテンツ展開に向けて、調査・分析を行い、コンテンツ制作に反映しているか。

③ 海外展開をしていくための体制・内容

ア 海外展開をするための体制が、人材育成も含めて整えられているか。

イ ローカライズ対応(吹替え用台本や字幕等)が準備されているか。

<タイプ A、B 共通>

【その他】

ア 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト⁷において、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)に基づく「振興基準」)の遵守を宣言し、取引先等に対して宣言内容を周知しているか。

イ 次のいずれかに該当する企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)であるか。

- ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。)及びその他関係法令に基づく認定(認

⁷ <https://www.biz-partnership.jp/>

- 定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。)を受けた企業
- ② 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)
- ③ 次世代法第12条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

7 採択事業の決定後の流れ

採択事業として決定された応募者に対しては採択先となった旨を通知するので、定められた様式(別途事務局から指示)により事務局に対して速やかに間接補助金の交付申請を行うこと。交付申請があった者に対し、間接補助金の交付決定を行う。

なお、採択事業については、総務省及び事務局のウェブサイトにおいて、採択された事業の「事業者名(コンソーシアムの場合、代表者名)」、「補助金タイプ」、「制作する実写コンテンツのジャンル」及び「話数(本数)」を公表する。

8 実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の進捗状況等について、事務局から間接補助事業者に対して定期的に確認を行う。また、必要に応じ、随時の報告を求めることがある。報告の内容については総務省とも共有する。
- (2) 事業完了後、制作中の実写コンテンツ内容等に大幅な内容変更等があった場合は、交付規程第25条第6項に基づき、遅滞なく事務局に報告すること(「交付規程:様式第14(第25条関係)」により報告すること)。
- (3) 本事業の成果について、事業終了後定期的に事務局又は総務省から報告を求める場合がある。
- (4) 本事業の実施に係る経理に関しては、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、間接補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存する必要がある。
- (5) 本事業が適切に執行されているか又は執行されたか確認するため、事務局のほか、総務省、会計検査院等が実施者(コンソーシアムの構成員も含む)に立入検査を行う場合がある。本事業の実施に関する規程に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告等)が確認された場合は、間接補助金の交付決定を取り消し、間接補助金の返還を求め、不正の内容の公表等を行うことがある。
- (6) 本事業により取得・構築した先進的設備等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、間接補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。なお、取得・構築した先進的設備等の財産又は効用の増加した財産は、財産の種類によっては、事業終了後数十年程度は、財産処分制限が課される場合があることに留意すること。
- (7) 本事業の実施により財産権が新たに発生した場合は、その権利は実施者に帰属するものとする。ただし、本事業を円滑に実施する目的の範囲内において、事務局及び総務省は自ら又は第三者による当該財産の利用を求めることがある。

- (8) 本事業の実施における申請書や報告書の作成、検査の対応、財産の管理等に係る費用は、実施者が自ら負担する必要がある。
- (9) 本事業で制作する実写コンテンツは、海外での放送・配信を前提とした販売等を行う必要があり、配信とは、一定の視聴者数を確実に確保することが期待でき、放送と同等の影響力があるといふことができる動画配信サービスにおいて配信することをいう。ただし、YouTube等のユーザー投稿型の動画共有サービスは除く。
- (10) 実写コンテンツの完成時において、本事業で制作した実写コンテンツのトレーラー映像（3分程度）の提出及び総務省が使用することの承諾を求める。
- (11) 実施者は、我が国の放送コンテンツの海外展開に関する実態と動向を把握することを目的として、総務省が毎年実施する予定の「放送コンテンツの海外輸出額及び海外販売作品数に関する調査」に協力すること。

9 本事業に関する問合せ先

本事業について質問がある場合は、

令和7年度総務省補助事業「先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業」事務局
メールアドレス「contents2025_info@project-office.jp」宛に、

- ・タイトル：「R7年度総務省補助金質問（事業者名）」
- ・質問内容：メール本文に記入

として、送付すること。また、事務局電話（050-1730-4735）にて問い合わせをすることも可能とする（受付時間：土日祝日除く平日 11:00～13:00、14:00～17:30）。回答は個別に電子メールにて送付する。

なお、応募に係る質問の受付は令和7年7月29日（火）正午（必着）までとする。それ以降に到着した質問については回答できない場合があるため、あらかじめ留意すること。

(別紙)

間接補助事業における消費税の取扱いについて

1 消費税仕入控除税額に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

間接補助事業において支払う消費税を間接補助対象として計上する場合には、間接補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合に、当該間接補助金に係る仕入控除税額を報告し、交付規程に従い間接補助金を返還しなければなりません。

そのため、原則として交付申請書の間接補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して間接補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することも可能です。

同制度の説明については以下の参考を確認してください。

【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。

<具体的処理方法>

- ・ 消費税の確定申告後、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・ 補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由がわかる資料を整理してください。
- ・ 実績報告書作成時に補助金に係る消費税の仕入控除（又は還付）税額が明らかな場合は、その分を減額して報告してください。
- ・ 確定検査後に、消費税の確定申告（補助事業者の事業期間が4月～3月の場合、翌年5月）があり、控除（又は還付）を受けることが通常であるため、消費税を含めて補助金の交付を受けた場合には、忘れずに本処理を行ってください。

(参考事例)

事業活動による売り上げに掛かる消費税預かり消費税が 1,000 万円、仕入に係る消費税(支払消費税)を 700 万円として消費税の確定を行ったとする。

- (1) この事業者は国から補助金を受けていない場合 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納付するのみである。
- (2) しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税 700 万円のうち 200 万円が補助金によるものであったとする。

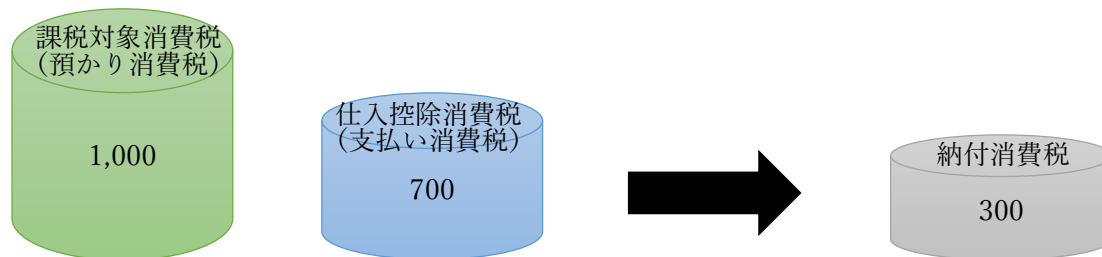
この場合、当該 200 万円は預かり消費税 1,000 万円は計上されない一方、支払い消費税 700 万には計上される。

このため上記の例に加え、自らが負担していない当該 200 万円を国へ返還することも必要となる。

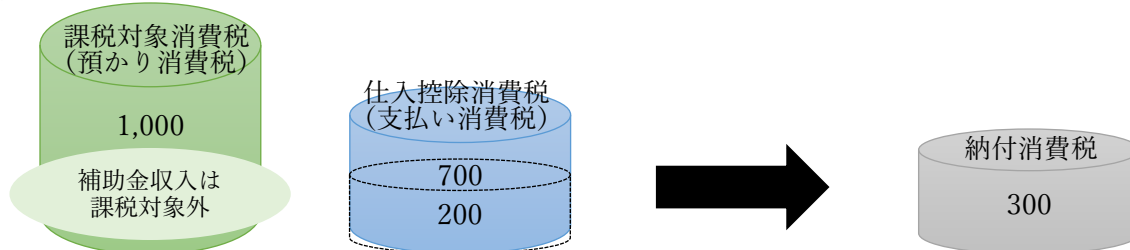
(注) ここでは、支払い消費税額 700 万円全額の控除が認められたことを想定。

【イメージ】

- (1) 補助金を受けていない場合



- (2) 補助金を受けている場合



2 付加価値税還付に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

海外において支出する場合、現地で不課税対象とならない一部の経費にかかる付加価値税については、各国の制度に則った申請手続き等をとることで、還付が認められるケースがあります。

そのため、付加価値税還付制度が存在する国において補助対象として付加価値税を計上する場合には、付加価値税還付に係る検討等を行い、補助事業終了後に付加価値税還付額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る付加価値税還付額を速やかに報告することが必要です。

なお、還付代行業者などに支払う付加価値税還付に要した経費については、補助金対象経費とならない場合であっても、当該還付にのみ要した経費(※)であれば、報告と併せて証憑類を添付することで、付加価値税還付額から控除することが可能です。

付加価値税還付額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該付加価値税還付額に係る補助金の返還を命じることとなります。

(※補助対象外の付加価値税も含めて還付手続きをしている場合には、按分等合理的な方法により計算してください。)

<具体的処理方法>

- ・付加価値税還付に当たっては、申請者を限定する国があるなど、専門的な知識が要求されることから、補助事業の実施段階から還付代行業者などと相談のうえ付加価値税還付の可否について検討を行ってください。
- ・付加価値税還付額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・付加価値税還付に当たっては、還付申請期限や還付手続きに要する日数が各国の事情により異なります。そのため、上記の報告書の提出に当たっては、その報告時期について確認を行う場合があります。
- ・付加価値税還付申請のため、税務当局などに請求書の原本等を提出したことにより、額の確定時に原本を用意できない場合には、コピー等による代替書類の準備をお願いいたします。

本事業における「先進的設備等」の対象範囲について

原則として、本事業で、対象とする先進的設備等については、下記のとおりとする。

なお、下記に記載以外の技術に関しては、事務局に相談すること。

技術の分類	技術の種類	内容	備考
映像効果として	4K	ITU が定めた規格。4K UHD とも表記されるが、正方形比率ピクセルにおいて 3840×2160 2160P として扱われる解像度のもの。	
映像効果として	VFX(視覚効果)	<u>撮影後</u> の映像制作作業（ポストプロダクション）の中で作られる映像効果	
CG 分野で 実写合成をする 場合	3DCG※	コンピューターを使って 3 次元空間（仮想空間）を作り、立体的に見せる手法	
AI 技術を活用する場合	VFX	・オブジェクトのセグメンテーション（抽出） ・クリーンナップ ・カラーグレーディング	
	CG 作成※ （注意 1）	・テキストプロンプトで高品質な 3D メッシュモデルやテクスチャを生成する。 ・CG キャラクターのアニメーション化、ライティング、実際のシーンへの合成など、制作の重要な部分の処理を行う。	VFX 編集を前提としたものであること
	フェイスマップ （注意 1）	他人の顔に置き換える映像の加工技術	VFX 編集を前提としたものであること
	合成音声 （注意 2）	音声の加工技術	VFX 編集を前提としたものであること
	生成 AI （注意 1）	テキストプロンプトや参照画像を用いて、画像や映像/音声を生成する技術	4K・VFX 編集を前提としたものであること
	リマスター （注意 1）	AI による過去の映像などのクリーンナップする技術(超解像技術)	4K・VFX 編集を前提としたものであること

バーチャル プロダクション	バーチャルスタジオ	スタジオに美術セットを持込むことなく、全てのシーンをCGに置き換えるシステム。ブルーバックやグリーンバック部分がCGで作られたバーチャルセットに置き換わり仮想空間を作り出す	VFX編集を前提としたものであること
	LEDウォール(スクリーンプロセス)	予め撮影した映像素材をLEDに投影し、被写体と組み合わせリアルタイムで映像制作を行う技術	
	LEDウォール(インカメラVFX)	リアルタイムレンダリング3DCGをLEDに投影することで、カメラの動きと連動した被写体の撮影を行う映像制作技術	
3Dキャプチャ 運用による 映像の生成 (事後のポスト プロ合成等がセッ ト前提)	NERF/3D Gaussian Splatting	さまざまな角度から撮影した複数の写真から、シーンを機械学習の重みに落とし込み、レイトレーシングのような方式で画像をレンダリングする自由画像生成モデル	
	ボリュメトリック	さまざまな角度から撮影した映像からアニメーション付きで3DCG化し、自由視点映像を生成する技術	
	モーション(フェイシャル)キャプチャ	人やモノの動き、表情をデジタルデータにする技術	
フォーマット	HFR(ハイフレームレート) (注意1)	一般的な30フレーム/秒以上のフレームレートで撮影、仕上げまでを行なっているコンテンツ	4K・VFX編集での演出効果が明確であること
	HDR(ハイダイナミックレンジ) (注意1)	明るい部分と暗い部分をよりはっきりと表示する技術。白飛びや黒つぶれを防止し、より肉眼で見た状態に近い映像を表現できる。	4K・VFX編集での演出効果が明確であること
	色彩編集効果 (注意1)	映像の色調を調整し、映像全体の雰囲気や印象を変える効果。具体的には、色温度、彩度、コントラスト、色相などを調整すること。	4K・VFX編集での演出効果が明確であること
	Dolby (注意1)	音響技術と映像技術を提供するアメリカの企業、ドルビーラボラトリーズが開発した技術だが、主に音響効果のDolby Atmos、Dolby Audio、映像効果も含むDolby Visionがある。	4K・VFX編集での演出効果が明確であること
	22.2マルチチャンネル (注意1)	22.2マルチチャンネルは、立体的に配置された22個のスピーカーと2個のサブウーファー(低音専用スピーカー)によって、3次元的な音場を表現	4K・VFX編集での演出効果が明確であること

オブジェクト	3D ホログラム (注意 1)	現実空間に立体的な映像を映し出す技術。 肉眼で目の前に本物の物体があるように表現でき、360 度どの角度からも立体に見える。	VFX 編集内に合 成又は実写内で の演出が明確で あること
--------	--------------------	--	---

注意 1 : 4 K映像製作、VFX編集の過程において活用するものとする。

注意 2 : 「合成音声」については単独での利用ではボイスチェンジャー技術と区別がつかないため、
その他の技術と一緒に利用したことによる映像的演出を説明できること。

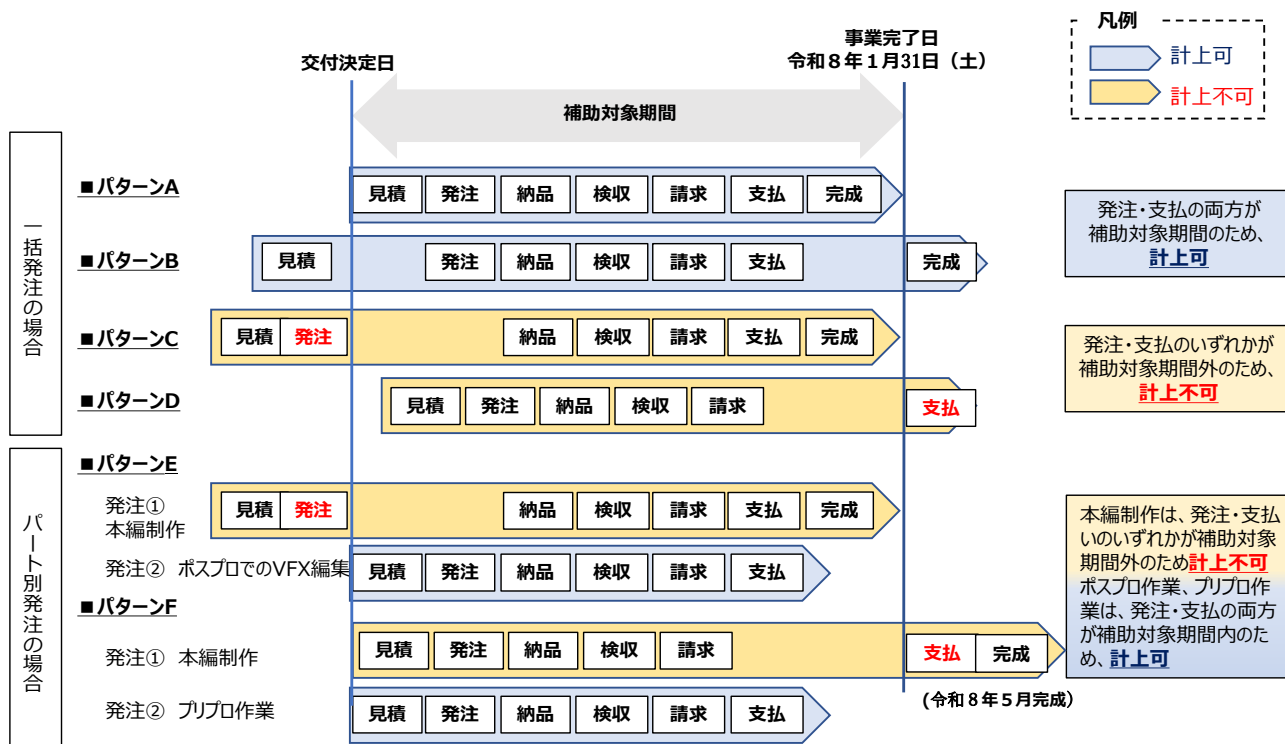
※CGはコンピューターグラフィックスの略。

経理処理について

1. 本事業における経理処理の基本的な考え

- 詳細については、原則として、交付決定後に事務局が提示する経理処理マニュアルに従ってください。
- 計上可能な経費は「4. 補助の範囲（2）対象経費」に示された経費のみとなります。経費処理に当たっては、間接補助金の交付対象となる経費を区別・内容に応じて明確に分類してください。
- 経費計上は、当該間接補助事業に必要なものに限ります。また、経費計上は事業実施期間中（交付決定日以降から令和8年1月31日まで）に発生（発注）したもの、かつ支払いも完了しているものが対象です。

【本事業における経費計上可能な対象期間】



- 支払いを証明できる証憑書類等が整備されていなければ、原則、必要な費用として認められません。

2. 計上可能な経費について

（1）コンテンツ制作に係る旅費（外注先の旅費）

- ・ 原則として、タクシー料金、鉄道のグリーン料金、航空機のビジネスクラス料金など一般的に合理的と認められる範囲を超える経費は対象外となります。

- ・ 外注先の旅費計上のための証憑類には、「旅費計算書」を添付してください。

旅費計算書の内容	目的
	行先
	期間
	人数
	証憑（チケット半券、宿泊領収書等）

（２）委託・外注費

- ・ 社外の業者等に発注する経費については、原則として、必要な証憑書類が揃っていない場合、対象経費としてお認めできません。特に外注先の選定に当たっては以下の資料への対応有無もご留意ください。

種類	内容
見積書	見積書取得先、内容、金額が分かる資料
発注書 or 契約書	発注先、発注内容・仕様、金額が分かる資料
仕様書 (発注書や契約書において仕様が 明確に書かれていない場合)	具体的な業務内容、納品物などを明記した資料

- ・ **税込み 100 万円以上の業務を委託（外注）する場合は原則、相見積もり等が必要です。**ただし、発注する案件の性格上、特定の業者を選定する必要がある場合等、相見積もりを出すことが不可能な場合には選定理由書が必要になります。なお、選定理由書には、当該業者を選定した理由を具体的に説明してください。特に、価格の妥当性についても、選定理由の中に記述するとともに、その根拠（下記参照）を示す必要があります。
- ・ 根拠資料として用意するもの

比較根拠	根拠資料の例
過去の実績	過去の実績が分かる見積書、請求書等
同様事例（試算）	試算の内訳、根拠資料等

- ・ 委託先にも本事業の経理処理ルールを理解させ、委託先（再委託先（再々委託なども含む）に関しても同様）への支払内容に関しては、必ず間接補助事業者自身において経理処理ルールに準拠しているか確認を行ってください。併せて、全ての発注元（間接補助事業者）として、再委託先以降への発注に関しても、当該発注内容（業務内容・実施事項・内訳・工数など）の説明ができるようにしてください。
- ・ 上記と併せて、間接補助事業者として、委託先（再委託先（再々委託なども含む）に関しても同様）に対して、宣誓書（不正処理をしない旨と経理処理ルールを理解して適切な経理処理をする旨を約定するもの）の提出を求めてください。
- ・ 証憑書類に、項目として「〇〇一式」として記載されている場合は、その内訳が証憑書類に

補記されている必要があります。

(補足) 自社調達について

- ✓ 自社調達や100%子会社等もしくは親会社から調達を行う場合は、利益排除を行う必要があります。
- ✓ 自社機材等の使用に当たり、自社内で経費支出行為が発生しない場合（実際のキャッシュアウトが発生しない場合）は計上不可です（子会社等のグループ企業との取引についても同様です）。
- ✓ 委託（外注）により調達を行う場合において、間接補助事業者自身が自社調達又は間接補助事業者の100%子会社等から調達を行う場合に、調達価格に含まれる利益相当額を利益排除の対象とする必要がありますので留意してください。

【利益排除の方法】

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 100%子会社等との間で利益率又は手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（個別損益計算書）における経常利益率を持って利益相当額の排除を行う方法

(3) その他費用

その他事業を執行するために必要な経費がある場合はこの費目に記載ください。

(4) 一般管理費

- ・ 一般管理費は事業実施に伴う間接補助事業者の管理等に必要な間接経費をいい、直接経費の合計額に一定率を乗じて算出します。一般管理費の一定率は、**次の①～③のいずれか最も低い率とし、交付決定時に決定します。**交付決定時に決定された一定率は、実績報告時においても同率が適用されます。ただしタイプBに関しては、間接補助金として交付される一般管理費の上限額は1,000万円となります。なお、一般管理費の計上は任意です。

- ① 交付決定時点で直近の確定決算⁸により算出した一定率
- ② 10%が上限
- ③ その他約定した率（受託事業規定を定めている場合）

※「① 一定率」の算出は次のとおりです。

■民間企業（会社法及び「企業会計原則」に基づいて決算を行っている団体）

一定率（％）

$$= \{ (\text{販売費及び一般管理費}) - \text{販売費} \} \div \text{売上原価} \times 100$$

⁸ 確定決算とは、株主総会での承認等、法令、定款で定められた所定の承認手続を終えた決算をいいます。決算短信は含まれません。

販売費及び一般管理費、売上原価等の金額は直近の損益計算書のコ額をコいます。控除すべき「販売費」の算出については、次の3つの方法から選択します。

- 一般管理費の額が損益計算書に明記されている場合は、損益計算書上に明記されている一般管理費の金額を採用。
- 一般管理費が損益計算書に関する「注記事項」で捕捉できる場合は、「販売費及び一般管理費」の金額に、「注記事項」に記載されている割合を乗じて、一般管理費を算出。
- 一般管理費が損益計算書で捕捉できない場合は、「販売費及び一般管理費」から除外すべき販売費の費目は、会社の証明によることになるため、除外すべき費目名と金額を列挙し、その合計額を「販売費及び一般管理費」から控除した金額を一般管理費とします。

3. その他

・小数点以下の端数の取扱い

経費算出時の小数点以下の端数取扱いについては、原則「切り捨て（四捨五入しない）」で計上してください。なお、一般管理費の上記「①一定率」の計算においては小数点第二位以下を「切り捨て（四捨五入しない）」としてください。

(参考) 経費計上で必要となる証憑書類 (一例)

項目	関連する確認書類、証憑書類例	証憑の目的 (確認項目)
物品購入	取得財産等管理台帳	取得財産の確認と保持の根拠
一般管理費	・ 決算報告書 ・ 損益計算書 (試算表) ・ 算出過程を示す資料、社内規定	利益排除、管理費算出の根拠
外注先の旅費	・ 旅費計算書 ・ 特急、航空便利用の場合、搭乗したことのわかる切符や搭乗券半券 等	旅費計上の証拠
謝金	・ 源泉徴収の処理を示す書類 (源泉徴収した場合) ・ 支払に係る証憑 (振込み明細など) ※金額、支払い先、実施内容及び日時等を一覧にまとめたものも併せて提出ください。	支払の根拠
外注費	見積書	見積書取得先、内容、金額など 利益排除時に必要になる証憑類 (欄外必要書類確認のこと)
	発注書及び注文請書又は契約書	発注先、発注内容・仕様、契約日、金額など (外貨の場合は、支払日為替レート等) ※基準日によるスポットレート又は平均レート適用を明示すること
	仕様書 ※発注書や契約書において仕様が明確に書かれていない場合 ・ 納品書 (期間内作業終了の明示) ・ 請求書・銀行振込受領書	具体的な業務内容、納品物など (外貨の場合は、確定為替レート等)
	発注先の宣誓書	発注元へ発注先から提出 (経理処理ルールに則り、正しく請求していることを宣誓するもの)
外注費 (税込み 100 万円以上の場合、上記に加えて右記の書類)	・ 相見積もり (原則) ・ 選定理由書 (相見積もりが取得できない場合)	外注先選定の適正性 (価格、理由面)

※補助対象とする経費の妥当性について、確認が必要となる場合は、上記以外にも根拠資料を求める場合がありますので、事務局の指示に従ってください。

※外注費に関しては、間接補助事業者自身が自社調達又は間接補助事業者の100%子会社等から調達を行う場合に、調達価格に含まれる利益相当額を利益排除の対象とする必要があります。

見積もり時に、利益を排除したことがわかる以下①から③の資料を、同時に提出いただきます。

【利益排除の方法】

- a 製造原価を証明する方法
- b 100%子会社等との間で利益率又は手数料等が取り決められている値を用いる方法
- c 直近年度の決算報告（個別損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法

【必要になる書類】 **重要**

- ① 原価をもって補助対象額とするので、この場合の原価とは、営業原価をいいます。
そのため、発注先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）で営業原価を確認させていただきますので、発注先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）を添付いただきます。
- ② 利益率又は手数料等が決められている場合、発注先の管理部門の長が認めた利益率又は手数料等を証明する書類の提出が必要です。
- ③ 直近年度の決算報告（個別損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除とする場合は、発注先の直近年度の決算報告（個別損益計算書）における経常利益率を確認させていただきますので、発注先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）を添付いただきます。